

岡山農業振興地域整備計画変更案の縦覧について（公告）

岡山農業振興地域整備計画を変更しようとするため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告し、当該変更に係る岡山農業振興地域整備計画の案及び変更する理由を記載した書面（変更等理由書）を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の案に対して意見のある者は、本市の住民に限り、令和8年4月15日までに意見の提出ができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議あるときは、令和8年4月15日の翌日から起算して15日以内に岡山市産業観光局農林水産部農林水産課にこれを申し出ることができる。

令和8年3月31日

岡山市長 大森 雅夫



1 縦覧期間

自 令和 8年 3月31日
至 令和 8年 4月15日

2 縦覧場所

岡山市産業観光局農林水産部農林水産課

3 意見提出の際の留意事項

意見については、日本語の書面で提出するものとし、電話では受付できない。

期間を過ぎての意見書の提出は受付できない。

意見を提出する者が個人の場合にあっては、住所、氏名、職業を、法人にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。

4 提出された意見の取り扱い

提出された意見の内容は原則公開とするが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は開示の際に当該箇所を伏せる場合がある。

意見書に対する個別の回答は行わないものとする。農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告する。

御津農業振興地域整備計画変更案の縦覧について（公告）

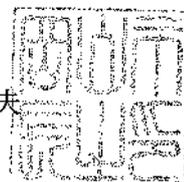
御津農業振興地域整備計画を変更しようとするため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告し、当該変更に係る御津農業振興地域整備計画の案及び変更する理由を記載した書面（変更等理由書）を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の案に対して意見のある者は、本市の住民に限り、令和8年4月15日までに意見の提出ができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議あるときは、令和8年4月15日の翌日から起算して15日以内に岡山市産業観光局農林水産部農林水産課にこれを申し出ることができる。

令和8年3月31日

岡山市長 大森雅夫



1 縦覧期間

自 令和 8年 3月31日
至 令和 8年 4月15日

2 縦覧場所

岡山市産業観光局農林水産部農林水産課

3 意見提出の際の留意事項

意見については、日本語の書面で提出するものとし、電話では受付できない。

期間を過ぎての意見書の提出は受付できない。

意見を提出する者が個人の場合にあっては、住所、氏名、職業を、法人にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。

4 提出された意見の取り扱い

提出された意見の内容は原則公開とするが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は開示の際に当該箇所を伏せる場合がある。

意見書に対する個別の回答は行わないものとする。農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告する。

建部農業振興地域整備計画変更案の縦覧について（公告）

建部農業振興地域整備計画を変更しようとするため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告し、当該変更に係る建部農業振興地域整備計画の案及び変更する理由を記載した書面（変更等理由書）を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の案に対して意見のある者は、本市の住民に限り、令和8年4月15日までに意見の提出ができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議あるときは、令和8年4月15日の翌日から起算して15日以内に岡山市産業観光局農林水産部農林水産課にこれを申し出ることができる。

令和8年3月31日

岡山市長 大森雅夫



1 縦覧期間

自 令和 8年 3月31日
至 令和 8年 4月15日

2 縦覧場所

岡山市産業観光局農林水産部農林水産課

3 意見提出の際の留意事項

意見については、日本語の書面で提出するものとし、電話では受付できない。

期間を過ぎての意見書の提出は受付できない。

意見を提出する者が個人の場合にあっては、住所、氏名、職業を、法人にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。

4 提出された意見の取り扱い

提出された意見の内容は原則公開とするが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は開示の際に当該箇所を伏せる場合がある。

意見書に対する個別の回答は行わないものとする。農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告する。

瀬戸農業振興地域整備計画変更案の縦覧について（公告）

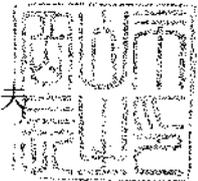
瀬戸農業振興地域整備計画を変更しようとするため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告し、当該変更に係る瀬戸農業振興地域整備計画の案及び変更する理由を記載した書面（変更等理由書）を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の案に対して意見のある者は、本市の住民に限り、令和8年4月15日までに意見の提出ができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議あるときは、令和8年4月15日の翌日から起算して15日以内に岡山市産業観光局農林水産部農林水産課にこれを申し出ることができる。

令和8年3月31日

岡山市長 大森雅夫



1 縦覧期間

自 令和 8年 3月31日
至 令和 8年 4月15日

2 縦覧場所

岡山市産業観光局農林水産部農林水産課

3 意見提出の際の留意事項

意見については、日本語の書面で提出するものとし、電話では受付できない。

期間を過ぎての意見書の提出は受付できない。

意見を提出する者が個人の場合にあっては、住所、氏名、職業を、法人にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。

4 提出された意見の取り扱い

提出された意見の内容は原則公開とするが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は開示の際に当該箇所を伏せる場合がある。

意見書に対する個別の回答は行わないものとする。農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告する。